

## 介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

平成29年6月21日現在

- 1 事業対象者について
- 2 契約書・定款・運営規程等について
- 3 事業者の指定について
- 4 介護予防ケアマネジメントについて
- 5 通所型サービスについて
  - 5-1 介護予防通所介護サービス（現行相当のサービス）について
  - 5-2 通所型短期集中予防サービスについて
- 6 その他サービスの利用等について

なお、回答内容については、今後、変更となる場合がございますので、ご注意ください。

## 【1 事業対象者について】

問 1-1 事業対象者の申請窓口はどこになるのか。

本市においては、基本的に、市内32か所にある地域包括支援センターが、基本チェックリストの実施及び事業対象者申請の手続窓口となります。

問 1-2 事業対象者に該当するかどうかの判断基準はあるのか。

事業対象者に該当するかどうか判断するための基準として、生活機能に低下の見られる二次予防事業対象者を判定するためにこれまで使用していた「基本チェックリスト」を使用します。

問 1-3 基本チェックリストの内容は、従来のもので変更はあるか。

基本チェックリストの質問項目及び質問項目の趣旨については、従来 of 二次予防事業対象者を把握するために利用していたものと変わりません。

一方で、事業対象者に該当する基準については、従来 of 二次予防事業対象者に該当する基準に加えて、「閉じこもり予防」「認知機能の低下」「うつ病の可能性」に該当する基準が追加されました。

問 1-4 第2号被保険者は、事業対象者となることは可能か。

第2号被保険者の方は、事業対象者となることはできません。

ただし、第2号被保険者の方が、認定申請により、「要支援1・2」と認定された場合、要支援者として総合事業のサービスを利用することが可能です。

問 1-5 国のガイドラインでは、総合事業の介護予防訪問介護や介護予防通所介護については、要支援者、事業対象者の双方が利用できるサービスとされているが、要介護（支援）認定と基本チェックリストによる事業対象者のどちらにつないでいけばよいのか。

総合事業における現行相当の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、これまでの予防給付のサービス内容、利用者負担等、同じ水準でのサービス提供となることから、これまでどおり要支援相当のサービスとして位置づけ、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用される場合は、本市では、要支援認定につなぐことを基本とします。

また、短期集中予防サービス（介護予防教室、運動器の機能向上訓練事業など）については、これまでの二次予防事業に相当する事業として、基本チェックリストにより対象者を判定し、事業対象者につなぐことを基本とします。

問 1-6 事業対象者の方が、状態の変化等により認定申請を行う場合の取り扱いはどうになるのか。

事業対象者の方が、状態の変化や、あるいは福祉用具の貸与など予防給付のサービスが必要になった等の事由により、認定申請が必要になった場合、区分変更ではなく、新規申請として認定手続きを行う必要があります。

また、認定申請中に介護予防サービス利用を行う場合は、従来のとおり暫定のプランによる対応となります。

さらに、認定結果が「非該当」となり、再度、事業対象者の手続きを行う場合は、再度、基本チェックリストによる判定が必要となります。

## 【2 契約書・定款・運営規程等について】

問2-1 総合事業用の「契約書」、「重要事項説明書」等の雛形について、統一した様式を示される予定はあるのか。

現在のところ、市で統一した雛形をお示しする予定はございません。

各事業所において使用していただいている現行の予防給付の契約書等を参考にいただき、必要なキーワードだけ修正していただきたいと思います。

平成29年1月25日に開催した事業所説明会の資料（P42）も参考にしてください。

問2-2 定款変更に伴い、変更届等の市への書類提出の必要はないのか。

これまで、予防給付のサービスである「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」について、平成29年度以降においても、引き続き、地域支援事業（総合事業）として現行相当のサービスである「介護予防訪問介護サービス」、「介護予防通所介護サービス」として実施する場合、みなし指定の事業所も含め、定款変更等の手続きが必要となりますが、この変更に関する市への変更届の提出は不要です。

定款の記載事項については、総合事業の「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」を実施する旨を記載するとともに、平成30年3月31日（移行終了期間）まで、予防給付の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を実施することを予定している事業者につきましては、平成29年4月時点においては、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載を削除しないよう留意願います。

### 【3 事業者の指定について】

問3-1 総合事業を実施する事業者の指定基準について、人員基準、設備基準など、予防給付の基準と何か違いはあるのか。

現行相当の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定基準については、予防給付における指定基準と同じです。

(「富山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」をご参照ください。)

### 【4 介護予防ケアマネジメントについて】

問4-1 介護予防ケアマネジメント依頼届出書は、要支援者と事業対象者と同じ様式を使用すればよいのか。

要支援者の場合は、従来通りの「介護予防サービス計画作成依頼届出書」の様式を使用して、介護保険課に提出してください。

事業対象者の場合は、新しい様式による「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を使用して、長寿福祉課に提出してください。

問4-2 「介護予防サービス・支援計画書」や「利用者基本情報」、「興味・関心チェックシート」といった介護予防ケアマネジメント実施における関連様式は、市から統一した指定の様式を示す予定はあるか。

介護予防ケアマネジメント実施における関連様式については、引き続き、国や本市独自の参考様式をご使用いただけます。

なお、本市独自の参考様式については、市ホームページに掲載してあります。

問4-3 自己作成によるケアプランでのサービス提供は可能か。

国のガイドラインにおいて、介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センター等によって行われるものであり、指定介護予防支援事業所により行われる指定介護予防支援とは異なり、ケアプランの自己作成に基づくサービスの利用は想定されていないことから、本市では、ケアプランの自己作成によるサービス提供を行わないものです。

問４－４ 包括から居宅介護支援事業所に委託している要支援者の介護予防支援について、総合事業移行後においても、引き続き委託は可能なのか。また、委託できる場合、何か制約はあるのか。

総合事業移行後の要支援者の介護予防ケアマネジメントについては、移行前の介護予防支援と同様のプロセスとなりますので、これまでどおり地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に引き続き委託することは可能です。

なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、報酬の逡減など、制度上の制約は設けられておりませんが、介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるよう、介護予防支援と同様、介護支援専門員一人当たりの取扱件数には留意願います。

また、事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントにつきましては、これまでの二次予防事業に相当する短期集中予防サービスを中心に利用していただくことを想定していることから、基本的には、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの実施を想定しております。

問４－５ これまで予防給付の「介護予防訪問介護」あるいは「介護予防通所介護」を利用していた要支援者が、認定更新によって、引き続き、総合事業の現行相当の「介護予防訪問介護サービス」や「介護予防通所介護サービス」を利用することとなった場合（認定の更新前後で、ケアプランに変更がない場合）、市に改めて「居宅サービス・介護予防サービス計画作成（変更）届出書」を提出する必要となるのか。

認定の更新前後で、ケアマネジメントの内容等に変更がない場合については、改めて「居宅サービス・介護予防サービス計画作成（変更）届出書」を提出する必要はありません。

問４－６ 事業対象者が、介護予防教室等の旧二次予防事業に相当する「短期集中予防サービス」を利用するにあたり、ケアプランの作成が必要とのことだが、介護予防ケアマネジメントは、必ず保健師やその他の介護予防支援の知識を有する者が担当する必要があるのか。

短期集中予防サービスを実施するにあたっての介護予防ケアマネジメントについては、本市においては、国のいわゆるA類型（介護予防支援相当）のプロセスによるケアマネジメントを想定しており、地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行う専門的な知識を有する者により実施していただくこととなります。

問４－７ 介護予防ケアマネジメントの初回加算の算定要件は。

次のいずれかに該当する場合加算を行う。

- ア 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- イ 介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ウ 要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

ただし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月から、サービス事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことはできない。

問４－８ 介護予防ケアマネジメントの事業対象者・要支援者と地域包括支援センター包括等との契約はどのタイミングで行えばよいか。

介護予防ケアマネジメント利用の契約は、事業対象者・要支援者の有効期間開始日以降、介護予防ケアマネジメントを開始する前までに行ってください。（被保険者証の「認定の有効期間」の開始日をご確認ください。）

なお、契約書は、必ずしも作成する必要はありませんが、重要事項等については、地域包括支援センター等から文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で開始してください。

【5 通所型サービスについて】

【5-1 介護予防通所介護サービス（現行相当のサービス）について】

問5-1-1 支給限度額について、事業対象者の方は、要支援1と同じとのことであるが、現在、要支援2の方で、週2回の介護予防通所介護を利用されている場合、事業対象者になった場合は、週1回の利用となってしまうのか。

本市では、総合事業における現行相当の介護予防通所介護については、これまでの予防給付のサービス内容、利用者負担等、同じ水準でのサービスであることから、原則、要支援者を対象としたサービスとして位置づけていることとしており、これまでどおり週2回の利用が必要な場合は、要支援認定を受けていただく必要があります。

なお、週1回の利用の場合においても、原則、要支援認定が必要となります。（関連質問 問1-5）

【5-2 通所型短期集中予防サービスについて】

問5-2-1 介護予防教室、運動器の機能向上訓練といった短期集中予防サービスの利用する際には、事業対象者として被保険者証の発行を受けていることが前提になるのか。

お見込みのとおり。

事業対象者としての被保険者証の手続き、ケアマネジメントの実施が必要となります。

問5-2-2 介護予防教室、運動器の機能向上訓練といった短期集中予防サービスは、これまでの二次予防事業のサービス内容、利用手続き、利用者負担と変わりはないのか。

また、短期集中予防サービスは、支給限度額管理の対象となるのか

短期集中予防サービスの内容、利用者負担については、これまでの二次予防事業と変わりはありません。

ただし、利用手続きについては、事業対象者としての被保険者証の手続き、ケアマネジメントの実施が必要となります。(関連質問 問5-2-1)

なお、短期集中予防サービスについては、支給限度額管理の対象外のサービスとなります。

## 【6 その他サービスの利用等について】

問6-1 要支援者で、総合事業のサービスを利用する場合には、要支援認定とは別に、基本チェックリストの実施により、事業対象者と判定される必要があるのか。

要支援認定を受けていれば、総合事業のサービスを利用できますので、あらためてチェックリストを実施するなど、事業対象者の手続きを行う必要ありません。

問6-2 要支援認定の更新について、総合事業のサービスへ移行するのは、更新後の要支援認定の有効期間が4月1日以降の方から、順次、移行していくという考え方でよいか。

お見込みのとおり。

被保険者証の認定有効期間の開始年月日が、平成29年4月1日以降の方が、対象となります。

例えば、平成29年5月1日が認定有効期間の開始日の場合で、介護予防通所介護を利用していた場合、平成29年4月分のサービス利用については、予防給付の介護予防通所介護、平成29年5月分からは総合事業の介護予防通所介護（現行相当サービス）となります。

問6-3 「介護予防認知症対応型通所介護」も総合事業のサービスとして実施するのか。

平成29年度に予防給付から総合事業に移行するサービスは、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」だけであり、「介護予防認知症対応型通所介護」については、これまでどおり予防給付のサービスとして実施します。